

2018 春季生活闘争に全力で取り組もう！

連合大分は2月26日の第1回闘争委員会（第5回執行委員会）において「闘争開始宣言」を採択し、2018 春季生活闘争をスタートさせました。

今2018 闘争は、「底上げ・底支え」「格差是正」を進める「賃上げの拡がり」と「すべての労働者の立場に立った働き方の見直し」を同時に進める闘いです。構成組織の皆さん、地域協議会の皆さん、連合大分推薦議員の皆さん、ともに一丸となって今次闘争を最後の最後まで闘いぬきましょう。



▲ 2018 春季生活闘争決起集会 (3.3)

はじめに、3月1日未明、安倍首相は、今通常国会に提出予定の「働き方改革関連法案」から、「裁量労働制の対象業務拡大部分を全面削除する」と方針転換をしました。連合は、労働政策審議会での議論をはじめ、かねてより「裁量労働制の対象業務拡大は実施すべきでない」との考え方を一貫して主張してきました。

このことに加え、今般の衆議院予算委員会の審議において、「労働時間に関する調査データ」や「不適切な答弁をめぐる野党の追

及」などもあり、「裁量労働制の対象業務の拡大は、長時間労働を助長しかねない」とする働く者・国民の懸念や問題点が、社会的に広く認知されてきた結果であろうと受け止めています。

一方、連合が強く懸念を示してきた「高度プロフェッショナル制度の創設」は、まだ含まれたままになっています。この制度は、8時間という労働時間規制を取り崩し、ひいては「長時間労働につながる」ものであることに加えて、政府は「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズにこたえる」としていますが、この制度の条文には「成果に応じた賃金制度」という文言は一切ありません。

いずれにしても、この2つの制度は、過労死を促進し、残業代不払いを合法化するものであり、これまで多くの労働者が、過労死や過労自死で尊い命を失っている事実からも到底容認できるものではありません。

引き続き、野党との連携において「法案からの削除」にむけて、院内外の取り組みに積極的に参加していきたいと思います。

日本のGDPと賃金水準は改善の傾向にありますが、個人消費は伸びていません。この個人消費を伸ばすためには、私たちは、まず、今日本全体を覆っている漠然とした不安を払拭し、『賃金は上がるもの』という社会的合意をもう一度、日本全体に定着させなければならない」ということを意思統一しなければなりません。

その上で、日本の全就業者の約9割が雇用労働者であり、その賃金が「個人消費」の源泉となりますが、労働者が作りだした付加価値による企業・事業所の利益は上昇していますが、その増益分が公正に労働者に還元されていません。つまり、労働者の懸命な努力と成果が、賃金という形で正しく報われておらず、分配のゆがみが生じていることが、「個人消費」が伸びない最たる理由となっています。

また、「サプライチェーン」「バリューチェーン」の各段階において生み出された付加価値もそれぞれの段階で相互に適正に評価し、生み出された原資を労働者に適正に配分していくことが、次なるイノベーションにつながります。この「取引の適正化」は、特定の産業や地域では限界があることから、日本社会全体の合意にしていく運動が求められています。

さらに、約4割に達しようとしている非正規雇用労働者は、従来にも増して基幹的な業務を担うようになっています。今回の国会審議を通して、遠からず、賃金や諸手当、福利厚生など雇用形態間の不合理な格差を改善する必要性が高まり、非正規雇用労働者を取り巻く環境は、大きく変わります。

私たちは、このような状況を先取りし、正規・非正規などの雇用形態の違いにとらわれることなく、すべての労働者の処遇改善として、非正規雇用労働者の課題や処遇改善を交渉のど真ん中において、より一層の光を当て、着実な前進を図っていかねばなりません。

このようにことを踏まえて、連合大分に結集するすべての組織は、「賃金引上げ→個人消費増→物価上昇」という循環をつくりだし、大分県全体の生産性を押し上げ、「大分県経済の自律的成長」の実現に向けて、2018 闘争を闘いぬく決意を固めたいと思います。

もう 1 点は、「働き方改革」です。大分県は、昨年 8 月 17 日に産学官労の 4 者において「おおいた働き方改革」共同宣言を決議しました。過労死や過労自死は、是正されるものではなく、そもそもあってはならないものです。



▲ 「おおいた働き方改革」共同宣言

私たちは、この共同宣言を「絵にかいた餅」にすることなく、これまで痛ましい過労死や過労自殺によって奪われてきた命の重さをしっかりと受け止めて、「働く者の命と健康が守られ、誰もが仕事と生活の両立ができる働き方をどのように実現するか」という問いをど真ん中に立てて、労働者の「魂」である「人権」と「権利」と「時間主権」を入れ込まなければなりません。

具体的には、政労使の確認がそれている「時間外労働の上限規制」「勤務間インターバル規制の導入努力」「年次有給休暇の取得促進」をはじめ、36 協定の点検や無期転換ルールの周知、非正規雇用者の正社員化などの取り組みを進めていく必要があります。

そして、法律の制定、あるいは、改正を踏まえて、個別労使間で労働協約や労使協定の締結を行い、職場におけるワークルールとして形成させ、遵守されていくものにしていかなければなりません。

いずれにしても、問われているのは、「働く者の命と健康が守られ、誰もが仕事と家庭生活の調和のとれた働き方を実現すること」にあります。

この認識を今回の 2018 闘争の取り組みを通して、県下各地に広がる中小企業および個人事業主の事業所まで、浸透させていこうではありませんか。

2018 春季生活闘争は、わが国の経済・社会の分水嶺であり、「労働の尊厳」が問われるものになるといっても過言ではありません。

2014、2015、2016、2017 闘争と同様に、私たち連合大分に結集する組織労働者が先頭に立ち、私たちの使命として、「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場に立った働き方の見直し」の実現に向けて運動を展開し、その成果を大分県内で働くすべての労働者に波及させていくことに全力で取り組みます。

ONE FOR ALL ALL FOR VICTORY!

ともにがんばりましょう。



▲ 2018 春季生活闘争決起集会 「団結ガンバロー！」(3.3)